

交通事故の取扱いに関する訓令の制定について（例規）

最終改正 令和6. 3. 8 例規務第3号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

このたび、交通事故の取扱いについて、その適正かつ迅速な処理を図るため、交通事故の取扱いに関する訓令（昭和41年京都府警察本部訓令第25号。以下「訓令」という。）を制定し、昭和42年1月1日から施行することとしたから、次の諸点に留意し、運用上誤りのないようにされたい。

なお、次の例規通達は廃止する。

交通事故発生状況の広報についての例規通達（昭和34. 5. 15：4京交一第72号）

「ひき逃げ事件捜査要領」および「ひき逃げ事件捜査班運用要領」の制定実施についての例規通達（昭和35. 6. 6：5京交一第595号）

重大または特異な交通事故の速報要領についての例規通達（昭和36. 5. 2：6京交一第1017号）

名神高速道路における交通事故処理についての例規通達（昭和38. 7. 17：8京交一第395号）

記

1 目的（第1条関係）

従来、交通事故（以下「事故」という。）の取扱いについては、上記関係通達に基づいて運用してきたところであるが、このたび、これらの通達を整理統合し、新たに事故取扱いについての基本的事項を加え、事故認知から事件送致までの活動について規定することとした。

2 用語の意義（第3条関係）

事故の処理および捜査をするうえに必要な用語の意義を規定した。

(1) 事故 踏切における事故は含むが、鉄道軌道等の専用軌道上における列車または電車の転覆、脱線、衝突等は、この訓令にいう事故には含まない。

(2) 当事者 当事者は、その事故についてもつとも責任の重い者から順に第1当事者、第2当事者（以下これにならう。）と呼ぶ。ただし、その責任の度合いが同程度または判定が困難なときは、被害の少ない者から順に第1当事者、第2当事者と呼ぶ。

加害者とは、事故により他人の生命、身体または物に損害を与えた者をいい、被害者とは、事故により生命、身体または物に損害を受けた者をいう。

3 臨場の義務（第4条関係）

事故の取扱いの第一次的措置は、被害者の救護及び交通の回復であり、緊急措置を必要とする特性を考慮し、警察官の現場への臨場について義務付けたもので、緊急措置等を必要としない物件事故についてまで、現場臨場を義務付けるものではない。

4 事故の取扱いに関する指揮（第6条関係）

重要事件の発生地警察署長（以下「署長」という。）は、その事件の処理および捜査について必要に応じ指揮班、救護班、交通整理班、広報連絡班等の編成を行なうとともに、必要数の連絡員等を署に残留させ、警察本部（以下「本部」という。）その他関係方面への報告および連絡にあたらせる等、組織的、有機的な活動を推進するとともに、事務分担を明確にして、

的確かつ迅速な処理および捜査に当る配慮が必要である。

5 事故の取扱いに対する協力（第7条関係）

重要事件が発生し、被害者の救護または交通の整理等のため、自署員による処理が不可能である場合の協力体制を明確にしたものである。

6 事故の処理および捜査（第11条―第18条関係）

(1) 事故現場における応急措置、現場保存ならびに検証および実況見分（以下「検証等」という。）の適否は、じ後において、重大な影響があるので、その処理および捜査を適正にするための基準を示したもので、事故の内容、規模等により必ずしも、この基準によらなくてもよいが検証等で明らかにすべき事項については、疑問の残らないようにしておくことが必要である。

(2) 過失の認定に当つては、衝突直前の状態のみを重視して危険状態をひき起こすにいたつた原因の検討を怠り、あるいは一方の当事者の主張をうのみにして当事者の過失の判定を誤つたり、または過失がないと即断することのないよう合理的、総合的判断により過失の有無および程度を認定すること。

(3) 物件事故の処理については、物件事故の取扱要領について（昭和44. 11. 21：4京交指第513号、4京交企第701号、4京外勤第343号）の例規通達に定めるところにより処理すること。

7 当事者及び関係者の取調べ（第19条―第21条関係）

交通事故事件捜査における逮捕の基準等強制捜査の在り方並びに当事者及び関係者の基本的な取調べ事項を示したものである。

事故の内容によつてその全部を明らかにする必要はないが、特に、被疑者の犯罪事実の取調べに当たつては、検証等で明らかになつた現場見取図を示して検証等と食い違いのないように調書を作成するよう配慮すること。

また、関係者の取調べに当たつては、事故に関係することのみでなく、教唆、幫助等の事実の有無はもとより、道路交通法（以下「道交法」という。）第4章第2節（交通事故の場合の措置等）及び同章第3節（使用者の義務）の違反の有無についても取調べを行なうこと。

8 ひき逃げ事件の捜査（第3章関係）

(1) ひき逃げ事件の捜査については、特に初期の捜査が大切であるから、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）に基づき、重要事件については、交通課員はもとより、他の課員の応援を得る等初期の捜査体制を確立して、捜査を進めるようにすること。

(2) ひき逃げ事件が発生し、緊急配備して、自動車検問を実施する場合は、検問中通過する全車両について車両番号を確認し、車両検問結果報告書により報告すること。

(3) 捜査方針の適否は、事件解決に重大なつながりを持つものであるから、次の点に留意して的確な捜査方針を立てなければならない。

ア 資料の選別

現場で収集した資料は、あらゆる角度から検討を行い、関連の有無を区別して、取捨選択し、目撃者、参考人等の証言についても、その内容、車両知識の存否等から信ぴょう性を慎重に検討して採否を決定すること。

イ 合理的な判断

先入主にとらわれて主観的な判断に陥つたり、不確実な情報をうのみにすることなく、

現場における諸般の状況、目撃者の証言等を分析検討して、客観的事実に基づいた正確な判断をすること。

ウ 資料等の直接見分

犯罪の現場、証拠物件、証人の証言等を直接見分することにより、的確な捜査方針を立てることができるものであることから、捜査主任官は、必ず現場及び証拠物件等を直接見分すること。

エ 現場見分の再検討

現場見分は必ず再検討を行い、矛盾点がある場合は、徹底的に究明すること。

オ 捜査方針の徹底と責任の明確化

捜査の範囲、対象及び方法を捜査員に徹底させるとともに、個々に任務分担を示して捜査責任を明確にし、効率的な捜査を推進すること。

カ 捜査方針の改変

捜査方針は決定的、固定的なものでないことから、捜査の結果、新しい事実が発見された場合は、これを取り上げ、既定の方針にとらわれることなく、捜査の資料とすること。

なお、捜査方針を1に限定し、これが行き詰まってから変更することは時機を失することとなるから、状況によつては複数の方針を併用すること。

- (4) ひき逃げ事件の捜査記録簿は、重要事件についてはすべての事件、その他の事件については、発生（発覚）後2日以上継続捜査を行う人身事件について作成し、その捜査経過を明らかにしておくこと。

9 事故事件の送致（第32条－第36条関係）

(1) 書類作成

事故事件として捜査を行ったときは、司法警察職員捜査書類基本書式例（平成12. 3. 30：最高検企第54号）又は過失運転致傷等及び交通関係法令違反事件捜査書類の特例書式の取扱要領について（昭和50. 6. 25：50京交指第345号、50京刑企第409号）の例規通達に定めるところにより、それぞれの捜査書類を作成すること。

(2) 事件送致

ア 事件の送致は、身柄拘束事件を除き発生の日からおおむね1か月以内に行なうこととしたので、やむを得ない事情のある場合（たとえば、被害者が入院中とか他府県関係車両の事故等）を除いて、期間内に送致できるよう、事故多発地点の地図をあらかじめ作成しておくとか現場写真現像焼付作業の迅速化等の方策を講じ、迅速な事件処理に努めること。

イ 幹部は事件の内容を正確には握し、過失の有無および程度を公正に判断して、具体的に指揮を行なうこと。

ウ 各警察署交通課交通事故捜査係（交通事故捜査係の置かれていない警察署にあつては交通係）に訓令第36条に規定する交通事故事件取扱簿等を備え付け、事件の処理経過を確実に掌握して、適正な事件の処理に努めること。

10 使用者に対する通知（第35条関係）

事故事件を捜査した結果、その事故事件について、使用者が道交法第74条に規定する義務に違反していると認められるときは、事件送致の有無にかかわらず道路交通法第108条の34の規定による使用者に対する通知の事務処理について（昭和36. 7. 21：6京交一第1269号）の例規通達に定めるところにより、交通捜査課長を経由して速やかに報告すること。

11 交通事故統計原票等の作成（第37条関係）

事故を取り扱った警察官は、交通事故統計事務取扱要綱の制定について（平成元．12．21：1京交企第1252号、1京交指第1110号）の例規通達に定めるところにより、交通事故情報管理システムを通じて交通事故統計原票データを登録し、速やかに署長に報告すること。

12 事故速報（第39条関係）

訓令第39条に定める事故が発生した場合は、次により速報すること。

速報の方法	速報すべき内容	報告先
電話	速報受信用紙に記載すべき事項	執務時間中 交通捜査課長 （捜査指導・交通鑑識係） 執務時間外 警察本部の当直長 （交通当直）
事案が複雑又は特異なもので調査に日時を要するもの又は警察職員の事故等で必要と認められるものについては、その概要を電話で報告した後、書面で報告すること。	左記事案については、上記のほか ・事案に対する措置 ・その他参考事項 を記載し図面を添付すること。 なお、警察職員の事故については、速報受信用紙右上部に公務中の場合は(公)、私用中の場合は(私)と記載し、当事者欄に所属係名官職等を記載すること。	執務時間中 交通捜査課長 （捜査指導・交通鑑識係） 執務時間外 警察本部の当直長 （交通当直）

13 ひき逃げ事件速報（第40条関係）

訓令第40条に定めるひき逃げ事件速報は、次により電話報告すること。

執務時間中 交通捜査課長（捜査指導・交通鑑識係）宛て

執務時間外 警察本部の当直長（交通当直）宛て

14 従来、ややもすると前2項の速報が遅延する傾向がみられるので、次の要領により速報の励行に努めること。

(1) 事故事件の発生届出受理に際して、速報事故事件であることが、認知できたときは、交通課長又は当直長を通じて、署長に報告するとともに「発生時間」、「発生場所」、「事故事件の態様のあらまし」等を第1報として速報すること。

(2) 現場に臨場してはじめて、速報事故事件であることが判明したときは、前項に準じて、その判明している概況について、第1報として速報すること。

(3) 前項の報告は、無線等を利用して、通信指令課又は署指令室を通じて行う等、適宜の措置をとること。

(4) 事故事件の内容が明らかになったときは、前2項の規定に従い速報すること。

15 事故統計（第42条関係）

警察署における事故統計の様式、範囲等については、その警察署の実情に即したものを作成すればよいが、ただ事故の発生状況を表わしただけのものではなく、事故を分析検討して、統計が事故防止対策のうえに活用できるものでなければならない。